

入札参加者の皆様へ

平成 29 年 5 月 8 日

(最終改定 令和 4 年 5 月 18 日)

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

低入札価格調査制度(特別重点調査)における調査について

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室では、低入札価格調査制度(特別重点調査)で実施する案件について、工事品質の確保と下請け者の保護等の観点から、特別重点調査基準価格未満で入札した事業者には「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室低入札価格調査における特別重点調査制度実施要領」(以下「特重実施要領」という。)に基づき調査資料の提出を求めるとともにヒアリング等を実施し、特重実施要領の失格判断基準に該当する場合は失格としています。

また、特別重点調査基準価格以上、低入札価格調査基準価格未満で入札した落札候補者には、「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室低入札価格調査制度実施要領」(以下「低入実施要領」という。)に基づき調査資料の提出を求めるとともにヒアリング等を実施し、低入実施要領の失格判断基準に該当する場合は失格としています。

なお、国際競争入札(WTO)工事案件については、低入札価格調査における数値的失格判断基準(府設計の直接工事費の 87%以上の金額が計上されていない。)は、失格判断の対象外となります。また、これらの調査は、入札書提出時に添付の工事費内訳書を用いて行いますのでお知らせします。

詳細は、入札公告の交付書類として添付している「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室低入札価格調査における特別重点調査制度実施要領」及び「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室低入札価格調査制度実施要領」を参照してください。